

パプアニューギニア知的財産庁 (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 PG. I

略語のリスト

国内官庁： パプアニューギニア知的財産庁

PGPA： 2000年パプアニューギニア特許意匠法

PGPR： 2002年パプアニューギニア特許意匠規則

指定（又は選択）官庁 PG	パプアニューギニア 知的財産庁 国内段階に入るための要件の概要	概要 PG
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り、出願人は国際出願の写しを送付する必要がある。これは、出願人がPCT第23条(2)に基づき国内段階の処理を早期に開始する明示の請求を行った場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：キナ (PGK) 出願手数料 ¹ PGK 1,000 出願にコンパクトディスク若しくはその他の電子手段によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表が含まれている場合 PGK 1,500 特許の各分割出願につき PGK 300 第2年度の年金 PGK 170	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

¹ PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

P G	パプアニューギニア知的所有権庁 (続き)	P G
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	<p>出願人がパプアニューギニアに居住していない場合には代理人の選任、代理人選任書(授權書又は委任状)が要求される²</p> <p>発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{3,4}</p> <p>出願人が発明者でない場合には、出願資格の証明書^{3,4}</p> <p>出願人が先の出願を行った出願人と異なる場合には、優先権主張資格の証明書^{3,4}</p> <p>国際出願日の後に発明者の名称又は名義変更があったが国際事務局からの通知(様式PCT/IB/306)に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類⁴</p>	
誰が代理人として行為できるか?	パプアニューギニアに居住する自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)?	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)?	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知に定めた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 PCT第23条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知を受領した日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。